（標識の様式）

第七条　法第十七条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第三号様式とする。

（法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修）

第八条　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一～三　（略）

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の要件）

第九条　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第十条　法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第四号様式」とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（国際船舶） **第四十三条**　法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一～三　（略） 四　次のいずれかに該当する船舶であること。 イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶 ロ　液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶	（国際船舶） **第四十三条**　法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一～三　（略） 四　次のいずれかに該当する船舶であること。 イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶 ロ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。） ハ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶